

鳥取県県土整備部建設工事一括審査方式試行要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県県土整備部が発注する建設工事について、一括審査方式を試行するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において一括審査方式とは、総合評価競争入札を実施するにあたり、類似する内容の複数の工事を同一日に開札する場合において、受発注者双方の事務の負担軽減を図るため、入札毎に求められる重複する書類の提出を省略し、関係書類を一括して審査した上で落札者を決定することをいう。

(対象工事)

第3条 一括審査方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、総合評価競争入札を行う工事で、次の全てに該当するものの中から発注機関が選定する。

- (1) 同一の発注機関が発注し、同一日に開札する複数の工事であること。
- (2) 調達公告に定める入札参加者の条件が同一の工事であること。
- (3) 総合評価競争入札の評価方法が同一の工事であること。
- (4) 工事内容が原則、類似する工事であること。
- (5) 配置技術者の専任を要する工事であること。（当該工事は建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を認めない。）
- (6) 対象工事数に対して競争性が確保できる入札参加者数が見込まれる工事であること。

(対象工事への入札参加)

第4条 入札には対象工事の全ての工事、又は希望する工事のみに参加することができる。

(関係書類の提出)

第5条 対象工事に入札する場合は、平成24年度鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）で定める制限付一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）の技術者要件（配置予定技術者）の欄は、同一の技術者を1名のみ記載して提出するものとする。

2 複数の工事に入札する場合には、一括審査方式の入札に参加を希望する全ての工事に入札参加工事一覧（様式1号）添付することとし、入札に参加する2件目以降の工事については、一括審査方式に係る入札参加工事一覧及び工事費内訳書のみを添付し、入札に参加した1件目の工事に添付しているその他の書類は全て省略できるものとする。

(入札の手続き)

第6条 入札は開札順に落札予定者を決定する。先に落札予定者となった者は、以降の工事の入札は無効として取り扱う。

- 2 前項の手続きにより有効な応札者数が不在となる場合は、無効とした応札者に聞き取りを行い、入札参加申込書に記載した技術者の有する資格の評価点数と同点以上の資格を有する技術者を配置することができる応札者の無効を取り消し、無効を取り消したすべての応札者で落札順位を決定する。
- 3 落札予定者が決定した後、異議申出期間に異議があり、落札予定者が変更になった場合は、再度当該対象工事の入札結果を全て見直し、前項の手続きを行った上で、新たに全ての工事の落札予定者を決定するものとする。
- 4 前項により改めて落札予定者が決定された場合は、再度異議申出期間を設けるものとする。
- 5 対象工事のうち、いずれかの工事が入札の延期、中止になった場合は、当該工事を除いて、他の工事の入札は継続するものとする。

(低価格入札の取扱い)

- 第7条 対象工事が鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領（以下「低入調査実施要領」という。）に基づく低入札価格調査制度対象工事で、落札予定者が低価格入札を行った場合は、低入調査実施要領に基づく低入札価格調査を実施して落札決定するものとする。
- 2 前項の規定により低入札価格調査を実施する工事は一括審査方式の対象工事から除外することとし、その他の工事により入札を継続するものとする。
 - 3 低入札価格調査により失格になった場合は、他の対象工事の落札予定者の変更は行わない。

(留意事項)

- 第8条 一括審査方式を適用する場合は、あらかじめ調達公告に明示すること。この際、開札順を併せて明示するとともに、先に開札した案件で落札予定者となった者は以降の工事の入札において無効とする要件を明記すること。
- 2 対象工事の選定にあたっては、真にやむを得ない工事に限定するとともに対象工事数もできるだけ少なくなるように配慮すること。

(適用除外)

第9条 特定建設工事共同企業体による参加が可能な工事は対象工事としない。

附則 この要領は、令和3年2月1日以降に調達公告をする工事に適用する。

附則 この要領は、令和8年3月17日から適用する。

(様式1)

一括審査方式に係る入札参加工事一覧

開札順	工 事 名 (一括審査方式対象工事)	参加の有無
1		有・無
2		有・無
3		有・無
4		有・無
5		有・無

※この様式は一括審査方式の入札に参加する全ての工事に添付すること。

※一括審査方式の対象工事名を全て記載し、参加の有無に○をつけること。

※添付されていない場合も失格とはしないが、発注機関の求めに応じて速やかに提出すること。